

平成31（2019）年度 児童・生徒就学援助費受給申請書（兼同意書・委任状）

(宛先) 大津市教育委員会

私は、平成31（2019）年度就学援助費の給付を受けたいので必要書類を添えて申請します。

小中学校対象児童生徒	フリガナ 児童生徒名	続柄	生年月日	年齢	学校名		学年	転出予定の有無
	1		平成 年 月 日	歳	小学校 中学校		年	有 無
	2		平成 年 月 日	歳	小学校 中学校		年	有 無
	3		平成 年 月 日	歳	小学校 中学校		年	有 無
	4		平成 年 月 日	歳	小学校 中学校		年	有 無
世帯の状況 (同一生計の者全員を記入)	フリガナ 上記児童生徒以外の氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校・園名等	収入	住民票	配偶者
	1	申請者	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日	歳		有 無	別 同	有 無
	2		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日	歳		有 無	別 同	有 無
	3		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日	歳		有 無	別 同	有 無
	4		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日	歳		有 無	別 同	有 無
	5		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日	歳		有 無	別 同	有 無
申請理由	■該当するいずれかに「レ」をつけてください。				新入学用品の 3月支給	添付書類	備考	
	<input type="checkbox"/> 平成30(2018)年8月分以降、大津市で児童扶養手当を受給している				○	必要	※「児童扶養手当」の申請理由でかつ「3月2日から4月10日」の申請期間は、証する書類が不要です。	
	<input type="checkbox"/> 生活保護の停止又は廃止(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要		
	<input type="checkbox"/> 市民税が非課税又は減免(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要	※証明する書類が添付されていない場合等は、「生計同一の収入が一定基準以下のため」により審査を行います。	
	<input type="checkbox"/> 個人事業税が減免(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要		
	<input type="checkbox"/> 固定資産税が減免(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要	※「生計同一の収入が一定基準以下のため」を選択された方は、大津市が保有する税情報にて、審査を行います。但し、平成31(2019)年1月1日に大津市に住民票のない方は、平成30(2018)年中の所得証明書の原本を添付してください。	
	<input type="checkbox"/> 国民年金の掛金が免除(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要		
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料が減免、又は徴収猶予(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要		
	<input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要		
<input type="checkbox"/> 職業安定所登録日雇労働者として登録(平成30年度又は平成31(2019)年度)				○	必要			
<input type="checkbox"/> 生計同一の収入が一定基準以下のため				×	不要			
住宅の状態	該当するいずれかに「レ」をつけて下さい。		「生計同一の収入が一定基準以下のため」に「レ」をつけて申請した方で家賃額の控除を希望する場合は、前年分の家賃額が証明できる書類(契約書の写し。その他は不可。)を添付してください。なお、市営住宅居住者は、申請窓口備付の「家賃証明交付申請書」に必要事項を記入して添付して下さい。(希望しない場合については、家賃額が証明できる書類の添付は必要ありません。その場合についても家賃額を控除せずに審査を行いますので、申請をしていただけます。)					
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 県営住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅							
振込先	<input type="checkbox"/> 学校長口座へ振込を希望 <input type="checkbox"/> 保護者口座へ振込を希望 (希望の方法のいずれかに「レ」をつけてください。)							
	金融機関名				銀行 金庫 農協	支店 出張所 支所		
	フリガナ				店番	通帳の写しを裏面に添付してください。		
口座名義人					口座番号			
同意欄	申請に伴い、以下の事項について同意及び委任します。 (同意事項) 1. 大津市が保有する私及び私の世帯員に係る所得の状況・住民記録情報・生活保護受給状況・児童扶養手当受給状況を大津市教育委員会が確認し、それをもとに審査すること 2. 学校徴収金について、未納が生じた場合は、給付口座を学校長口座へ変更すること及び就学援助費を学校徴収金に充当すること (委任事項) 1. 就学援助費の受給が認定された場合、大津市教育委員会教育長を代理人に選任し、当該年度において大津市から受ける就学援助費のうち、学校給食費の受領、支払及び返還等に関する一切の権限 2. 給付口座を学校長口座へ変更された場合、変更後の就学援助費の請求、受領及び返納等に関する一切の権限 本申請書に係るお知らせ等の郵便物については、下記住所あてに送付してください。							
	申請(保護)者 印 住所 _____ (携帯電話 _____) (電話 _____)					受付印(受付日を押してください。) 受付場所 教育委員会		

裏面あり

確認事項

平成 31 (2019) 年度児童・生徒就学援助費の受給申請をするにあたり、下記の内容を確認した上で申請をします。

①振込先について

- 振込先を保護者口座か学校長口座かを選択し、「レ」をつけました。
- 振込先を保護者口座に希望した場合、保護者名義の口座の預金通帳の写しを添付しました。
(通帳がない場合は、口座番号が確認できるキャッシュカード等の写しの添付でも可)

②下記の流れにより確認してください。

ア. 平成 31 (2019) 年度に小学校 1 年生または、中学校 1 年生の保護者で、前倒し支給要件に該当します。

- イイエ→下の設問イに移ってください。
- ハイ→①申請理由に該当する書類を添付した。
②申請事由の「生計同一の収入が一定基準以下のため」を選択していない。
(確認事項②はここまでです。確認事項③に移ってください。)

イ. 平成 30 (2018) 年 8 月以降、大津市で児童扶養手当を受給しています。

- イイエ→下の設問ウに移ってください。
- ハイ→添付書類は必要ありません。※4 月 11 日以降の申請は、児童扶養手当証書の写しが必要になります。
(確認事項②はここまでです。確認事項③に移ってください。)

ウ. 平成 31 (2019) 年 1 月 1 日時点で大津市に住民登録があります。

- ハイ→下の設問エに移ってください。
- イイエ→該当する要件について、証する書類を添付してください。
※申請事由が「生計同一の収入が一定基準以下のため」で 3 月 2 日～6 月 12 日までの申請については、後日、平成 31 (2019) 年度所得証明書を提出してください。
(確認事項②はここまでです。確認事項③に移ってください。)

エ. 「生計同一の収入が一定基準以下のため」により、審査を希望します。

- ハイ→下の設問オに移ってください。
- イイエ→該当する要件について、証する書類を添付してください。
(確認事項②はここまでです。確認事項③に移ってください。)

オ. 今回記入された世帯全員について、税申告をしています。

- ハイ→添付書類の必要はありません。
- イイエ→早急に税申告を行ってください。

③世帯の状況について

- 世帯全員についてもれなく記入をしています。

④家賃控除について

(※申請要件が「生計同一の収入が一定基準以下のため」でかつ「借家・県営住宅」に限り、チェックをしてください。
その他の理由の場合は家賃額の分かる書類の添付は必要ありません。)

- どちらかにチェックをしてください。
- 家賃額の分かる書類を添付しています。(総収入額から平成 30 年中に支払った家賃額を引いた額として審査を行うため、家賃額の控除を希望する。)
 - 家賃額の分かる書類を添付していません。(家賃額の控除を希望しない。)
※希望しない場合については、家賃額を控除せずに総収入額での審査を行いますので、申請をしていただけます。

福祉事務所長または民生委員児童委員の所見 小学校長の所見 中学校長の所見

福祉事務所長名
民生委員児童委員名

小学校長名
中学校長名

印

窓口で申請される場合は、氏名・住所を記入の上、本用紙も一緒に持参してください。受付印を押印の上、審査の結果が届くまで、本用紙を保管しておいてください。

※郵送での申請の場合は、郵便記録を受付印の代替としますので、本用紙の提出は不要です。

住所
氏名

受付印 (受付日を押してください。)
受付場所

児童生徒就学援助費受給申請書 (受付書 兼 注意事項説明書)

申請後の注意事項について、お知らせしますので、必ず、読んでいただきますようお願いいたします。

1. 受付書 (半券) は認定通知書 (否認通知書) が届くまで、必ず保管しておいて下さい。

2. ①新入学学用品費の前倒し支給受付期間に提出された場合の審査結果は、3月に通知します。

②3月4日以降に提出された場合の審査結果は、7月以降に通知します。(6月以降に申請された方については、申請日以降に通知します。)

・税情報の確定がされた後に審査、認定を行いますので、認定通知書の発送は7月になります。(当初申請分)

3. 学校病の医療費について

・学校での健康診断実施時に要保護、準要保護の資格があり、学校での健康診断で学校病もしくは学校病の疑いがあるとの診断を受け治療を指示された場合に限り、医療費の対象となります。

・健康診断実施日以降、学校から指示を受けた学校病を治療した場合、医療機関が発行した領収証の原本を保管しておいてください。領収証の原本の提出がある場合のみ、申請に基づき、後日援助をします。

※健診のおすすめを受け取る前の受診は対象外です。

・学校保健安全法に定める疾病 (①トラコーマ及び結膜炎(※アレルギー性結膜炎は対象外です。) ②白癬、疥癬及び膿加疹 ③中耳炎(急性や慢性・滲出性を問わない) ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯(治療方法の限定なし) C O(う歯の疑いがある) のみが対象です。

4. 就学援助費が認定された方は、学校給食費の徴収方法及び支給方法は下記のとおりです。

①新入学学用品費(入学準備費)の前倒し支給を行った新小学1年生は年度当初から引き落としがありません。

②3月4日以降に申請された場合は、1学期分の学校給食費は、学校給食課が一旦保護者から引落とし、就学援助費の認定があった保護者にはその分を10月末に還付予定。2学期以降は、学校給食課へ直接支払うため、2学期以降は引落しがありません。

5. 税申告に関すること

・世帯全員(児童生徒は除く)について、税申告がされていないと審査が出来ません。

2018年(平成30年)中、無収入の方(被扶養者を除く)であっても、市・県民税の申告をしていただかないと所得状況の確認ができません。所得状況の確認ができない場合は、審査ができない書類として、取り扱い、給付を行うことができませんので、ご了承ください。

・平成31年(2019)1月1日に津市に住民登録のない方は、1月1日現在の住所地の市区町村から所得証明書(総収入額・所得額・社会保険料の記載のあるもの)を取得し、提出して下さい。6月12日(水)までの受付分の提出期限: 6月12日(水)になります。(提出が遅れる場合は、ご連絡下さい。)

6. 受給要件の変更について

・申請後、世帯の構成に変更があった場合(結婚や離婚など)は新たな世帯構成で再審査をしますので、速やかに学校教育課にご連絡をお願いします。変更の連絡がなかった場合、さかのぼって援助額を返還していただく場合があります。

7. 給付口座について・申請後、給付希望口座が変更(氏名変更等の理由により)になった場合は、速やかにご連絡をお願いします。

・学校徴収金等の未納が生じた場合は、給付口座を学校長口座へ変更し、学校徴収金に充当します。